

1. 医療観察法の施行について(17.10.3現在)

【新たな処遇決定手続の創設】

- 精神保健判定医名簿・精神保健参与員候補者名簿の提出
処遇事件毎に精神保健審判員等を選任するために必要となる名簿を最高裁及び各地裁に対し提出済み
- 鑑定入院を引き受ける医療機関リストの提出
施行に際して必要な医療機関のリストについては所管である法務省及び最高裁に対し提出済み

【対象者の処遇施設の整備】

- 指定入院医療機関の確保(別紙1)
 - ・ 国立精神・神経センター武蔵病院について本年7月15日、独立行政法人国立病院機構花巻病院は本年10月1日付けで指定入院医療機関として指定
 - ・ 国関係では精神専門病院である14か所全てを整備する計画、都道府県関係では1か所が計画中
- 指定通院医療機関の確保(別紙2)
施行に際して必要な医療機関数は確保したが、今後も確保が遅れている都道府県は個別に対応
- 入院している者に対する行動制限等に関する基準
行動制限の内容や処遇についての基準を精神保健福祉法と同様の内容で告示済み
- 処遇改善請求制度の実施に向けた準備
処遇改善請求に対する審査を行うため、社会保障審議会に「医療観察法部会」を設置

【退院後の体制の確立】

- 地域における連携体制の確保
全都道府県から、保護観察所と都道府県が共同して作成する地域における運用の細則が提出された

事 項	指定数等	備 考						
○ 精神保健判定医名簿の提出	推薦数 415	H16.11.1提出						
○ 精神保健参与員候補者名簿の提出	推薦数 404	H16.11.1提出						
○ 鑑定入院を引き受ける医療機関リストの提出	提出数 188	<table border="0"> <tr> <td>・国関係</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>・都道府県関係</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>・民間等</td> <td>146</td> </tr> </table>	・国関係	14	・都道府県関係	28	・民間等	146
・国関係	14							
・都道府県関係	28							
・民間等	146							
○ 指定入院医療機関の確保(国関係)	<table border="0"> <tr> <td>・指定済</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>・整備中</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>・設計中</td> <td>10か所</td> </tr> </table>	・指定済	2か所	・整備中	1か所	・設計中	10か所	
・指定済	2か所							
・整備中	1か所							
・設計中	10か所							
○ 指定入院医療機関の確保(都道府県関係)	前向きに検討中 2都道府県 ※1か所は予算計上済							
○ 指定通院医療機関の確保	指定数 214	<table border="0"> <tr> <td>・国関係</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>・都道府県関係</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>・民間等</td> <td>169</td> </tr> </table>	・国関係	8	・都道府県関係	37	・民間等	169
・国関係	8							
・都道府県関係	37							
・民間等	169							

指定入院医療機関の整備計画

- 整備目標数 全国で700床程度
- 国関係 240床(1/3) → 約350床(約1/2)
- 都道府県関係 480床(2/3) → 約370床(約1/2)

九州
整備目標 90床
・国関係60床→2か所設計中 →1か所調整中
・県関係30床→0か所

近畿
整備目標 120~150床
・国関係30床 →1か所設計中
・県関係90~120床→0か所

北陸病院
(18.2月開棟予定)

北海道・東北
整備目標 90床
・国関係30床→1か所指定
・県関係60床→0か所

花巻病院
(17.10.1指定)

武蔵病院
(17.7.15指定)

関東甲信越
整備目標 240~270床
・国関係120床 →1か所指定 →4か所設計中
・県関係120~150床→0か所

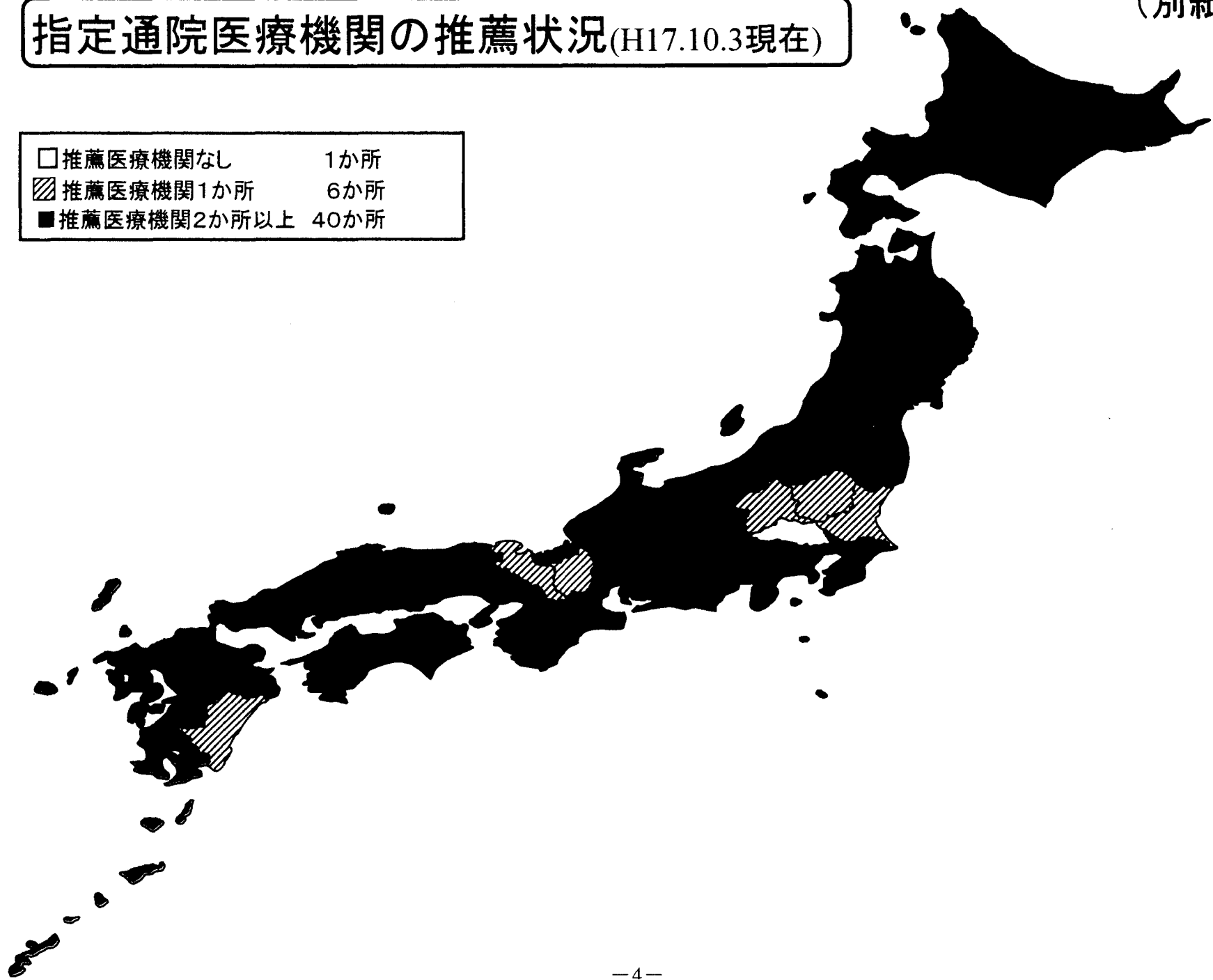
東海・北陸
整備目標 90床
・国関係75床→1か所建設中 →2か所設計中
・県関係15床→0か所

中国・四国
整備目標 90床
・国関係30床→1か所設計中
・県関係60床→1か所計画中

国関係の整備状況
■ 指定 60床
▨ 建設中 30床
▩ 設計中 255床

指定通院医療機関の推薦状況(H17.10.3現在)

□ 推薦医療機関なし	1か所
▨ 推薦医療機関1か所	6か所
■ 推薦医療機関2か所以上	40か所



2. 指定入院医療機関の整備等の方針について

1 国立・独立行政法人国立病院機構病院について、国・都道府県の整備割合を見直し、指定入院医療機関の整備を一層強力に推進する。

【整備割合の見直し】

- ・ 国関係(国立、(独)国立病院機構) 約240床 → 約350床(約1/2)
- ・ 都道府県関係 約480床 → 約370床(約1/2)

2 都道府県立病院についても、対象者の社会復帰の促進を図るためには可能な限り各地域で医療が受けられるようにすることが重要であることに鑑み、原則全ての都道府県において整備を目指す。

【病棟等の規模】

人口規模の小さい都道府県等においても適切な病床数を指定入院医療機関として設置できるよう、15床～30床の病棟に加え15床未満の病棟も認めるよう検討。(参考:9/30パブリックコメント掲載資料)



都道府県においては、人口規模にかかわらず、今月以降順次、訪問等により指定入院医療機関の整備について要請することとしているので、十分検討されるようお願いする。

指定入院医療機関は原則全ての都道府県において整備を目指す方針であることから、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の7に規定する都道府県立精神病院を未だ設置していない都道府県については、あらためてその設置に向けた検討を行うようお願いする。

基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部改正に関する御意見募集について

平成17年9月30日
厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課

1. 趣旨

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律における指定入院医療機関について、小規模の病棟による実施や身体合併症の治療を要する入院対象者の対応等の観点から、14床以下の病床からなる病棟の規格を設けることを検討しております。

そのため、別紙のとおり、基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部改正を行うにあたり、御意見を募集します。

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

2. 意見の提出期限、提出方法及び宛先

平成17年10月27日(木曜日)(必着)までに、下記様式により、電子メール、郵便又はファックスにてお寄せください。

なお、提出していただく電子メール、郵便及びファックスには、必ず「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部改正について」と明記してください。

〈電子メールの場合〉

seishin@mhlw.go.jp(なお、テキスト形式にて作成願います。)

〈郵便又はファックスの場合〉

〒100-8916 ファックス：03-3593-2008

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課

〈記入項目〉

[宛先] 厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課

[氏名] (貴方の所属(会社名・部署名)を併記してください。)

[住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見] 該当箇所(資料のどの部分についての意見かを明記してください。)

意見内容

理由(可能であれば、根拠となる出典を添付又は併記してください。)

3. 意見の提出上の注意

御意見は日本語でお願いします。

なお、寄せられた御意見が公開されることにつき、あらかじめご了解願います。

基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部改正について

1. 告示等の改正内容

- 次のとおり、基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する。
 - (1) 指定入院医療機関について、14床以下の病床からなる病棟に係る基準を定める。
 - (2) その他所要の規定を設ける。

2 施行期日

これらは、基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する告示の公布の日から施行するものとする。

(別添)

指定入院医療機関が満たすべき事項(案)

	現行の基準の概要	14床以下の病床からなる病棟に係る基準(案)
医師	当該病棟の医師は8:1で過半数が常勤。	同左。
精神保健 指定医	当該病棟に常勤精神保健指定医1名以上。 医療機関に常勤精神保健指定医2名以上。	同左。
看護師	当該病棟の常勤看護師は4名+1:1.3以上。	当該病棟の常勤看護師は1:1.3以上。 (看護職員3:1以上(うち4割以上が看護師)の 病棟の一部に設置することとする。)
コメディカル	当該病棟の常勤「作業療法士+精神保健福祉士+臨床心理技術者」は1名+5:1以上。	同左。 ただし主として身体合併症の治療が必要な入院 対象者に対し当該治療を行う旧総合病院等の 病棟についてはこの限りでない。
薬剤師	医療機関に医療法施行規則(昭和二十三年 厚生省令第五十号)第十九条第一項第三号 に定める薬剤師の員数以上の員数が配置さ れていること。	同左。
管理体制	入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な 体制が整備されていること。	同左。
構造設備	入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な 構造設備を有していること。	同左。